

富 議 第 4 5 2 号

令 和 6 年 1 2 月 6 日

富 士 宮 市 長 須 藤 秀 忠 様

富 士 宮 市 議 会 議 長 諏 訪 部 孝 敏

盛土の現状と対応について（提言）

このことについて、下記のとおり提言いたします。

記

- 1 定期的な盛土パトロールの実施や関係課、静岡県及び警察との情報共有を行い、緊密な協力体制を継続すること。

また、不適切な盛土や許可された大規模な盛土について、地元住民や静岡県と連携を図り、監視カメラ等を有効に活用し不適切な盛土を発生させないように監視対応をすること。

- 2 静岡県では建設発生土の処理に関する基本方針を策定し、「建設発生土の発生の抑制、利活用の促進、適正な処分」を三本柱として掲げ、取り組んでいる。

現在、市内の残土処分場については、静岡県の発注工事による建設発生土も受け入れていることも市内の残土処分量の逼迫を招く一因となっているため、静岡県に対し、富士土木事務所管内に1日も早く、ストックヤードを整備するよう働きかけをすること。

3 当市においても、将来的な残土処分場やストックヤードの受け入れ先の不足等の課題がある。

このことから、ストックヤード及び残土処分場を行っている優良事業者等と協力し、民間事業者が行うストックヤード及び残土処分場の利用状況等を把握し、民間主導でのストックヤードや残土処分場ができるように支援する制度の検討をしていくこと。

4 S D G s の観点から、建設発生土を資源として有効利用または、適正に処分するための効率的かつ効果的な方法が必要だと考える。

このことから、市発注工事における建設発生土を抑制するための施策を推進すること。